

●忘れてないかあの診療 症例研究 落としてないかその点数 下顎第1大臼歯のCAD/CAM冠

2017年12月より、CAD/CAM冠用材料(II)を用いた下顎第1大臼歯のCAD/CAM冠が保険収載された。算定方法について解説する。

患者: 51歳・男性

主訴: 右下の奥歯が痛い。左の下の奥歯の銀歯が取れて、無くなった。

所見: ⑤自発痛・圧痛あり。歯肉の発赤・腫脹あり。⑥FMC脱離

傷病名: ⑤急化Per ⑦P₁ ⑥FMC脱離, C₂

施設基準: CAD/CAM冠, クラウンプリッジ維持管理料 注①

月日	部位	療法・処置	点数
2月2日		再診	45
		前回⑤根充後、特に違和感などないこと。	/
		また、⑥の銀歯が取れてなくなったこと。	/
	⑦ P 基検 (結果 略)		200
		症状が安定したため、補綴処置を行う。	/
		上下左右側の⑦番が全て残存で左右の咬合支持あり。CAD/CAM	/
		冠を製作することとし、患者の同意を得る。注②	/
		歯管	100
		(管理内容 略)	/
⑥	O A (ヨーハン) + 浸麻 (歯科用キシロカインカートリッジ 1.8ml)		/
	生P Z (CAD/CAM冠)	注③	796
	連im p (寒天+アルジネート)	注④	62
	B T (パラフィンワックス)		16
	T e C		/
2月9日		再診	45
		患者からの違和の訴え無し。異常所見無し。	/
⑥	CAD/CAM冠	注⑤⑥⑦	1723
	(CAD/CAM冠用材料(II):ジーシー・セラスマート300)		/
	セラスマート300 A3 **** LOT 1234567	注⑧	/
	装着料(アルミ・サンドブラスト処理、シランカッピング処理)	注⑨	45+45
	装着材料料(スーパー bond)		17
	補管	注⑩	100
2月16日		再診	45
		前回処置後、違和感などないこと。	/
⑤	支台建築(レジンコア+ファイバーポスト1本)		232
	失P Z (CAD/CAM冠)		636
	連im p (寒天+アルジネート)		62
	B T (パラフィンワックス)		16
	T e C		/
2月23日		再診	45
		特に痛みなどはないこと。	/
⑤	CAD/CAM冠		1582
	(CAD/CAM冠用材料(I):ジーシー・セラスマート270)		/
	装着料(アルミ・サンドブラスト処理、シランカッピング処理)		45+45
	装着材料料(スーパー bond)		17
	補管		100

《解説》

注① 算定に当たっては、施設基準の届出が必要である。

なお、届出している施設基準の歯科技工所以外に製作を依頼する場合については、事前に変更届出が必要である。届出は、通常の届出用紙(別添2及び様式50の2)を関東信越厚生局ホームページからダウンロードし、新たに依頼する歯科技工所の情報を記載したものを正副2部作成し、関東信越厚生局東京事務所へ持参又は郵送する。

届出用紙の備考欄や特記事項欄に、追加の旨を記載することが望ましい。

注② 歯科用金属アレルギーがある場合に加え、上下左右の⑦番が全て残存し、左右の咬合支持がある患者で、過度な咬合圧が加わらない場合などにおいて、下顎⑥番にCAD/CAM冠を製作することが認められる。

○大臼歯のCAD/CAM冠の適応症や取扱い

大臼歯CAD/CAM冠の適応	使用する材料	点数	補管	摘要欄記載	特記事項
① 上下顎両側の第2大臼歯が全て残存し左右の咬合支持がある患者において、過度な咬合圧が加わらない場合等で下顎第1大臼歯に使用する場合	CAD/CAM冠用材料(II)	1,723点	○	—	CAD/CAM冠用材料(II)を用いた場合は、製品に付属している使用した材料の名称及びロット番号等を記載した文書(シール等)を保存して管理すること(診療録に貼付する等)。
② ①以外の患者で、歯科用金属アレルギーを有する患者で、医師の保険医療機関又は医科歯科併設の医療機関の医師と連携の上で、診療情報提供料の様式に準じる情報提供に基づく場合	CAD/CAM冠用材料(I) ※	1,582点	×	紹介元 保険医療機関名	※ 2018年3月31日までは、CAD/CAM冠用材料(I)も使用できる。その後は、歯科用金属アレルギーの患者もCAD/CAM冠用材料(II)を用いる。
	CAD/CAM冠用材料(II)	1,723点			

※ 2018年3月31日までは、CAD/CAM冠用材料(I)も使用できる。その後は、歯科用金属アレルギーの患者もCAD/CAM冠用材料(II)を用いる。

注③ 形成料については、小臼歯にCAD/CAM冠を製作する場合と同じ点数となる。その他、印象採得や咬合採得についても同様である。

注④ CAD/CAM冠は、作業模型により間接法で製作された場合に算定できる。模型を製作せずに、光学印象からCAD/CAM冠を製作する方法では、算定できない。

注⑤ 下顎⑥番のCAD/CAM冠を製作する場合は、新たに保険収載されたCAD/CAM冠用材料(II)を用いる。旧来の材料(CAD/CAM冠用材料(I))の使用は認められない。

なお、2018年1月1日現在でCAD/CAM冠用材料(II)となっている材料は下記のとおりである。

メーカー名	販売名
株式会社ジーシー デンタルプロダクツ	セラスマート300
YAMAKIN株式会社	KZR-CAD HR ブロック3 ガンマシータ
クラレノリタケデンタル株式会社	カタナ アベンシア P ブロック

注⑥ 下顎⑥番にCAD/CAM冠用材料(II)で製作されたCAD/CAM冠を装着した場合は、1,723点を算定する。

注⑦ 大臼歯にCAD/CAM冠を装着した場合は、レセプトの「歯冠修復及び欠損補綴」欄の「その他」欄に「歯CAD(大)」と記載し、部位及び回数を記載する。

注⑧ CAD/CAM冠用材料(II)を用いた場合は、製品に付属した使用した材料の名称及びロット番号等が記載された文書(シール等)を保存・管理することが義務とされており、注意が必要である。保存はカルテに貼付するなどの方法でよい。

注⑨ 内面処理としてアルミナ・サンドブラスト処理及びシランカッピング処理を行い、CAD/CAM冠を装着した場合は、装着料に45点を加算する。

注⑩ 歯科用金属アレルギーの患者の大臼歯にCAD/CAM冠を装着する場合には補管が算定できないが、今回保険収載された下顎⑥番にCAD/CAM冠を装着する場合は、補管の対象となる。

注⑪ 今年4月改定で、下顎第1大臼歯のCAD/CAM冠の取り扱いが変更される場合がある。4月以降の取扱いは、3月の新点数説明会で解説を行う予定なので、ぜひご参加を頂きたい。

実態に即してご請求下さい